

4 利用料金【別紙】

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

- ・利用料金は1ヵ月ごとの包括料金（定額）です。
- ・下記の料金表によって、利用者の要介護度（要支援度）に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（負担割合証に記載）をお支払ください（サービス利用料金は利用者の要介護度（要支援度）に応じて異なります）。

※富士見市1単位×10.33円

利用者負担	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
法定単位数	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	35,638 円	72,020 円	108,031 円	158,772 円	230,968 円	254,913 円	281,068 円
1割							
2. うち、介護保険から給付される額	32,074 円	64,818 円	97,227 円	142,894 円	207,871 円	229,421 円	252,961 円
3. サービス利用に係る自己負担額	3,564 円	7,202 円	10,804 円	15,878 円	23,097 円	25,492 円	28,107 円
2割							
2. うち、介護保険から給付される額	28,510 円	57,616 円	86,424 円	127,017 円	184,774 円	203,930 円	224,854 円
3. サービス利用に係る自己負担額	7,128 円	14,404 円	21,607 円	31,755 円	46,194 円	50,983 円	56,214 円
3割							
2. うち、介護保険から給付される額	24,946 円	50,414 円	75,621 円	111,140 円	161,677 円	178,439 円	196,747 円
3. サービス利用に係る自己負担額	10,692 円	21,606 円	32,410 円	47,632 円	69,291 円	76,474 円	84,321 円

*月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

*月の途中から登録した場合または月の途中で登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に開始した日

登録終了日…最終利用日ではなく、利用者と当事業所との利用契約を解除した日

*ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明書」を交付します。

*介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更いたします。

- (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

◎加算（利用者負担1～3割）

加算項目	内容	単位数	利用者負担額
初期加算	登録日から30日以内の期間及び30日を超える入院後の再利用も同様	30	1割：31円（1日につき） 2割：62円（1日につき） 3割：93円（1日につき）
認知症加算 *要介護者のみ	(Ⅲ) 日常生活に支障をきたす恐れのある症状または行動がある利用者	760	1割：785円（1月につき） 2割：1,570円（1月につき） 3割：2,355円（1月につき）
	(Ⅳ) 要介護2の利用者で周囲の者による日常生活に対する助言を必要とする利用者	460	1割：476円（1月につき） 2割：951円（1月につき） 3割：1,426円（1月につき）
総合マネジメント 体制強化加算	(Ⅰ) (Ⅱ)に加え、地域資源を包括的に提供した居宅サービス計画書を作成する等の算定要件を取得。	1,200	1割：1,240円（1月につき） 2割：2,480円（1月につき） 3割：3,719円（1月につき）
	(Ⅱ) 介護支援専門員・介護職・看護職が協働し介護計画の見直しを行う。	800	1割：827円（1月につき） 2割：1,653円（1月につき） 3割：2,480円（1月につき）
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業所の介護従業者のうち常勤職員の占める割合が60%以上。	350	1割：362円（1月につき） 2割：723円（1月につき） 3割：1,085円（1月につき）
科学的介護推進体制 加算	心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画の見直しを行う。	40	1割：42円（1月につき） 2割：83円（1月につき） 3割：124円（1月につき）

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員等の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数（上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算）に14.6%を乗じた額の負担割合分）
----------------	---

*地域割増率（富士見市1単位×10.33）の関係で、実際の請求額とは誤差が生じる可能性があります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

・以下の事項は、利用料金の全額が利用者の負担となります。

サービス区分	内容	金額	
食費	朝食	350円	
	昼食	620円	
	おやつ	70円	
	夕食	430円	
	*通常の通いサービスは昼食とおやつの提供になります。		
宿泊費		1泊3,000円	
その他の費用	洗濯費用	50円/回	
	持込み家電製品に要する電気代	50円/点	
	おむつ代	テープ式	100円/枚
		パンツ式	70円/枚
		パッド	20円/枚
	レク・趣味活動等の材料費	実費	
	理美容代	実費	
外出時の物品の購入及び飲食代	実費		